

## 平成28年第3回花巻市教育委員会議臨時会議事録

### 1 開催日時

開会 平成28年3月7日(月) 午後1時30分

閉会 平成28年3月7日(月) 午後2時05分

### 2 開催場所

石鳥谷総合支所 庁議室

### 3 出席委員(5名)

委員 照井善耕(委員長)

委員 中村弘樹

委員 役重眞喜子

委員 伊藤明子

委員 佐藤勝(教育長)

### 4 説明のため出席した職員

教育部長 市村 律

教育企画課長 岩間 裕子

文化財課長 千葉 達哉

### 5 書記

教育企画課 課長補佐 鈴木和志 主任主査兼係長 幅下崇則(書記)

○照井善耕委員長 只今から、平成28年第3回花巻市教育委員会議臨時会を開会します。会議の日時、平成28年3月7日、午後1時30分、会議の場所、石鳥谷総合支所 庁議室。日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。異議なしと認め、本日一日と決定いたします。日程第2、議事に入ります。議案第5号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。千葉文化財課長。

○千葉達哉文化財課長 議案第5号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。有形文化財の指定につきましては、花巻市文化財保護条例第4条第3項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。「東光寺慶応2年算額」の文化財指定につきまして、平成28年2月17日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めたところ、同日「花巻市指定有形文化財として指定することが適当である」と答申されましたので、同条第1項の規定により、「東光寺慶応2年算額」を花巻市指定有形文化財に指定しようとするものであります。

議案第5号資料の4ページから10ページに参考資料として添付いたしております。指定しようとする「東光寺慶応2年算額」についてご説明いたします。議案書の1ページと議案第5号資料4ページの花巻市文化財指定調書と10ページの写真を併せてご覧願います。文化財の種別は、「有

形文化財（歴史資料）」、名称は、「東光寺慶応2年算額」（とうこうじ けいおうにねん さんがく）文化財管理者は、宗教法人 東光寺 住職 清水孝雄 であります。所在住所は、花巻市北笹間第7地割71番 にあります。

「東光寺慶応2年算額」は、和賀郡藤根村（北上市和賀町藤根）に開塾していた算学師・高橋半助（半兵衛）門下生13名が奉納したもので、清水寺算額より26年前に奉納されており、13名のうち小原吉兵衛など3人が清水寺算額の奉納にもかかわっていることがわかっています。現在の花巻市笹間と太田出身の者が5名おり、花巻地方の庶民への和算普及を知る上で貴重な資料であるとともに、清水寺明治25年算額と比較することにより、当時の和算レベルの進化を知ることができ、花巻市における貴重な歴史資料であります。師の高橋半助は、安政3年（1856）に35歳で開塾したとされ、本算額が奉納された慶応2年（1866）は、ちょうど開塾して10年目にあたるため、この開塾10周年を記念しての奉納である可能性が高いと思われます。高橋半助は、各種資料では関流八伝千葉雄七胤道から見題免許状を受けていますが、実質は関流九伝千葉六郎胤規の門人となっていたと思われます。本算額では関流八伝を名乗っており、見題免許状を受けた師の千葉雄七胤道と同じになっていることに大きな疑問が残りますが、今後の和算研究の成果が待たれます。

算額の問題の程度は、安富有恒氏によるA～Eランクの分類では、Bランク（中学3年の内容）が1問、Cランク（高校1・2年程度の内容）が3問、Dランク（高校理系で難しい）が3問、Eランク（大学理系でかなり難しい）が6問となっていて、全体的に高度な内容です。

以上のことから、「東光寺慶応2年算額」は、花巻市の貴重な文化財であり、市指定有形文化財に指定し、保護しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。

○伊藤明子委員 内容ではなくてですね、一部でやや図形文字がやや読み取りにくくなって退色が進んでるとするのは、これは直すことができるのですか。

○千葉達哉文化財課長 今の時点だと赤外線という技法を使えば読み取ることはできるということとは伺っております。

○伊藤明子委員 ではこのまま残すと。よくそのときのように昔のようにするとかいうのがあったりして技術的には絵なんかもそうですけどね。これを見たいなと思ったら赤外線を当ててもらわなければならないわけですか。

○千葉達哉文化財課長 今のところまだ見れます。薄くはなっておりますけれども図形もわかりますし字も読めると。資料にもつけてございますが文字化もしてございますので。

○佐藤勝教育長 解説とか複製という方法をとれば。

○千葉達哉文化財課長 昭和59年の花巻市文化財調査報告書第10集にですね、問題の答えもこの安富さんが作って載せているようです。ただ全問ではなくて5号6号議案合わせて37題あるそ

うですけれどもそのうち10題については回答があるようです。

○照井善耕委員長 今回の質問と関連あるんですけど風化だか劣化だか進んでいると思うんですけどね、いわゆる赤外線で読み取れるけど一般の人が行ってみた場合にはだいぶ薄くなったりもしている。何か本体を保護する保存の方法はないのですか。

○千葉達哉文化財課長 現在は退色しないようにだとは思いますがも枠をつけてガラスで覆っているようです。

○照井善耕委員長 光がどうしても 博物館もそうですけど展示するにも光を通して展示したりしているから。ずいぶん図形の色が鮮やかですね。

○役重眞喜子委員 これは当時のままの色なんですか。

○千葉達哉文化財課長 そうです。

○照井善耕委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。それではなしと認め質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第5号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。「異議なし」と認め、議案第5号は原案のとおり議決されました。

議案第6号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。千葉文化財課長。

○千葉達哉文化財課長 議案第6号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。有形文化財の指定につきましては、花巻市文化財保護条例第4条第3項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

「清水寺嘉永3年算額」と「清水寺明治25年算額」の文化財指定につきまして、平成28年2月17日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めたところ、同日「花巻市指定有形文化財として指定することが適当である」と答申されましたので、同条第1項の規定により、「清水寺嘉永3年算額」と「清水寺明治25年算額」を花巻市指定有形文化財に指定しようとするものであります。

議案第6号資料の11ページから24ページに参考資料として添付いたしております。指定しようとする「清水寺嘉永3年算額」と「清水寺明治25年算額」についてご説明いたします。議案書の2ページと議案第6号資料14ページの花巻市文化財指定調書と17ページの写真を併せてご覧願います。文化財の種別は、「有形文化財（歴史資料）」、名称は、「清水寺嘉永3年算額」、「清水寺明治25年算額」（きよみずでら かえいさんねん さんがく）（きよみずでら めいじにじゅうごねん さんがく）文化財管理者は、宗教法人 清水寺 住職 清水光文 であります。所在住所は花巻市太田第21地割10番にあります。

「清水寺嘉永3年算額」は、横長の板を二枚上下に合わせた盤面からなり、経年劣化により図形の彩色等に若干色褪せが見られるものの、図形や文字は十分に読み取ることができます。市内で二番目に古い紀年銘を持ち、奉納者は当時和賀郡藤根村（北上市和賀町藤根）周辺で開塾していたと

思われる関流算学者・藤葉軒数重の門人4名（和賀郡在住の者）です。算額が奉納された嘉永年間（1848～53）は、和賀地方周辺で和算が普及し始めた時期と言われていて、清水寺も江戸時代中期以降に大流行した当国三十三観音巡りの第一番札所であることから、算額を奉納することにより自らの勉学の成果を神仏に感謝あるいは祈願したものと思われまゝす。当時庶民に広まってきたという和算のレベルを知る上で貴重な資料です。

「清水寺明治25年算額」は、明治25年に奉納されたもので、この年は和算塾の師であった高橋半兵衛が亡くなりちょうど10年目に当たり、師の恩に感謝する意味で門弟たちが奉納した可能性が高いと思われまゝす。図形の彩色等も残っていて明確に読み取ることができます。明治25年の段階でも、花巻北上地方で和算塾が経営されて多くの門人たちが学び、高いレベルを維持していたことがわかる貴重な歴史資料であります。

以上のことから、「清水寺嘉永3年算額」「清水寺明治25年算額」は、花巻市の貴重な文化財であり、市指定有形文化財に指定し、保護しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けました。本案に関し説明がありましたが質疑のありませんか。はい、役重委員。

○役重眞喜子委員 質問なんですけど14ページの指定調書に市内では3寺で4面が確認されるとありますがあと一寺ともう一面というのはどこにあるんでしょうか。

○千葉達哉文化財課長 仲町というんですか、三の丸公園の奥のお堂の中に一面ありまして観音様というかそこに一面あるんですが、そこは今回指定のご了承が得られなかったということです。

○役重眞喜子委員 その年代とか内容価値というのはどのくらいなんですか。

○千葉達哉文化財課長 いちばん古いそうです。

○役重眞喜子委員 それもこの同じ関流なんですか。

○千葉達哉文化財課長 すみませんちょっとそこまではわかりません。

○佐藤勝教育長 なかなかあそこの総代さんたちの了解が取れない、連絡が取れない状況です。大町の熊谷さんが見ることになっているんですけども、なかなか皆さんと連絡が取れない。それから管理もなかなか責任も取れないということで、ずっとぎりぎりまでお願いしたんですがOKまでいかなかった。これからまた進めて行こうと思います。

○照井善耕委員長 そこにおいてあるものの管理そのものはきちっとやられているわけですか。

○千葉達哉文化財課長 お堂の中に飾ってはあります。

○市村律教育部長 物はすごくきれいです。

○伊藤明子委員 すごくきれいだからこっちを先にすればいいのに。

○佐藤勝教育長 場所的にはいちばん見やすい場所なんですけど。

○照井善耕委員長 不審者が入ったりすることはないでしょうか。

○千葉達哉文化財課長 錠がかかっておる状態でそういうことはないと思います。

○役重眞喜子委員 所在不明というのが不思議なんですけど。

○千葉達哉文化財課長 清水寺で一枚所在不明というのがあります。

○照井善耕委員長 中学校レベルの問題を子どもたちにやらせたら意欲的に取り組むのでは。

○佐藤勝教育長 中学校以上です。問題が読めないですから。これの現代語訳のは作ってあります。一関ではホームページで問題を出して解答を募集したりしていました。

○伊藤明子委員 延寿寺はどこにあるんですか。

○千葉達哉文化財課長 昔は花巻城があった時代は今の三の丸公園の下の方にあったと。そこから移転されて観音堂だけが残ったということだそうです。

○伊藤明子委員 そこに観音堂だけ残ってあるわけですか。見たことないです。

○佐藤勝教育長 北松斎の十一面観音。あれがあそこにあった。ところがあそこの運営がなかなかうまくいなくて観音様は今は雄山寺さんですか、そしてあと建物は宮野目の三嶽神社にあります。赤い建物ですね。なかなか運営がうまくいかなかった。ただこれは中に残ったということです。

○伊藤明子委員 考え方としては全部お願いで市に指定していただいて、そちら（市）で維持管理をお願いしますといった方がいいような気がするんですけどね。

○佐藤勝教育長 そうですね。皆さんで大変だということであれば寄贈とかというのものもあるんですけどね。

○千葉達哉文化財課長 その話もしてございましたが、ゆくゆくはということで、熊谷さんが言うには私が元気なうちはここに置いておきたいという話をされていました。

○照井善耕委員長 中学生とか高校生に興味を持たせるといいと思いますね。

○佐藤勝教育長 まず中学校の数学の先生にやらせてみたいですね。

○市村律教育部長 (文化財調査委員の) 中村さんも自分も解けなかったとっていましたね。

○佐藤勝教育長 大学生でもどうかなあという問題もある。

○伊藤明子委員 そういうのを一般の方に教えていたんですね。すごいですね。

○照井善耕委員長 ほかにありませんか。なければ「質疑なし」と認め、議論を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第6号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。「異議なし」と認め、議案第6号は原案のとおり議決されました。

議案第7号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。千葉文化財課長。

○千葉達哉文化財課長 議案第7号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。天然記念物の指定につきましては、花巻市文化財保護条例第33条第1項(第4条第3項の規定を準用)の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

「上諏訪のキタゴヨウ」の天然記念物につきまして、平成28年2月17日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めたところ、同日「花巻市指定天然記念物として指定することが適当である」と答申されましたので、同条第1項の規定により、「上諏訪のキタゴヨウ」を花巻市指定天然記念物に指定しようとするものであります。議案第7号資料の25ページから30ページに参考資料として添付いたしております。

指定しようとする「上諏訪のキタゴヨウ」についてご説明いたします。議案書の3ページと議案第7号資料28ページの花巻市文化財指定調書と30ページの写真を併せてご覧願います。文化財の種別は、「天然記念物(植物)」、名称は、「上諏訪のキタゴヨウ」(かみすわのきたごよう)文化財管理者は、佐々木佳壯であります。所在住所は花巻市上諏訪330番にあります。

「上諏訪のキタゴヨウ」は、五葉松の北方変種で、樹高は27メートル、胸高直径は91.49センチメートルほどに達し、枝張りは木の中心から東西南北の方向に、それぞれ6メートル以上伸びる大きい枝を広げている大きな木です。樹高7メートルの位置の南側の部分では、直径40センチメートルほどもある枝(副主幹)を主幹とともに真上に枝先を伸ばしており、全体的に目立った損傷もなく、管理が行き届いていて、非常に元気に生育しているキタゴヨウとして貴重な天然記念物となります。

以上のことから、「上諏訪のキタゴヨウ」は、花巻市の貴重な文化財であり、市指定天然記念物に指定し、保護しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。は

い、中村委員。

○中村弘樹委員 この木が指定となったときに柵とかで囲む感じなのでしょうか。

○千葉達哉文化財課長 柵はとくに考えてごさいませんが、標柱を打って説明版を来年度以降に順次に指定したものについて立てようと考えております。

○伊藤明子委員 以前にこういう樹木で指定されたものが枯れてしまって指定取り消しということがありましたよね。年取ればしょうがないかなとも思いますが、何とかあまりそういうことじゃなく時々樹医さんのような方に見ていただくとか、何かそういう手はずをした方がいいのかなと思うのですが。せっかく指定しました、枯れましたではさびしい限りかなと思って。一度ありましたものね。それを何とか時々一年に1～2回は診ていただくとかそういうふうにしたらどうでしょうかと思いました。

○千葉達哉文化財課長 ありがとうございます。実はこういう天然記念物の保存につきましても、市の補助金が10万円以上という縛りはありますが使えるような仕組みになってございます。所有者の方にはそちらの方でご利用いただいて、樹医さんとか枝の伐採とかですね。今年度もやはり先ほどの観音堂のところに千本桂という木があるんですが、そちらの方の枝払いとかにもご利用いただいておりますのでそういうのをご案内したいと思っております。

○伊藤明子委員 はいわかりました。ありがとうございます。

○照井善耕委員長 ちょっと基本的なことなんですけれどもこのキタゴヨウというのは存在そのものが珍しいのですか。

○千葉達哉文化財課長 北方の五葉松の変種だそうです。

○照井善耕委員長 そこに価値があるということですね。

○千葉達哉文化財課長 はい。あとは志戸平の方に何本かあるというのは文化財保護委員の樹木の先生からお伺いしております。

○照井善耕委員長 まず珍しい木であるということですね。大きさもありますし。

○役重眞喜子委員 松だからやっぱり松くい虫にやられる可能性もあるのですか。

○千葉達哉文化財課長 そうです。そういう意味からも樹医さんに診ていただいて樹幹注入とかが必要であれば補助金をご利用いただくと。

○役重眞喜子委員 管理者の方は神主さんとかじゃなくて個人なのですか。

○千葉達哉文化財課長 個人です。

○佐藤勝教育長 諏訪神社の別当さんです。

○照井善耕委員長 ちなみに花巻で植物の天然記念物はどのくらいあるのでしょうか。

○市村律教育部長 49ですね。

○照井善耕委員長 はい、ありがとうございました。他に質疑の方ありますか。なければ「質疑なし」と認め採決に移ります。お諮りいたします。議案第7号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。「異議なし」と認め、議案第7号は原案のとおり議決されました。

議案第8号「課長及び教育機関の長の人事に関し議決を求めることについて」の審議に入りますが、ここでお諮りいたします。本議案は、人事案件でありますので、審議は花巻市教育委員会会議規則第13条の規定による「秘密会」にしたいと存じます。これにご異議ございませんか。ご異議ありませんので、議案第5号の審議については、「秘密会」とすることに決しました。

(秘密会部分終了)

○照井善耕委員長 以上で、議案の審議は終了し、本日の議事日程はすべて終了しました。本日の教育委員会会議は、これをもって閉会といたします。どうもご苦労様でした。